

令和7年度

流山市立おおぐろの森小学校

いじめ防止基本方針

流山市立おおぐろの森小学校

第1章 いじめの定義といじめ防止等のための対策の基本的な方針

- (1) いじめの定義
- (2) いじめ防止等の基本的な方針
- (3) いじめ防止等の教育基本方針
- (4) いじめの基本認識(教職員)
- (5) いじめの基本認識(児童)

第2章 いじめ防止等の対策組織

- (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置について
- (2) いじめ防止等の対策組織の役割
- (3) いじめ防止等の対策組織の構成
- (4) 会議の開催

第3章 いじめ防止等の対策

ア. 未然防止

- ① 豊かな心の育成
- ② 規範意識の育成
- ③ わかりやすい授業の実践
- ④ 教師の人権意識の向上

イ. 早期発見

- ① 風通しのよい職場の雰囲気の醸成
- ② 定期的な生活アンケートの実施
- ③ 教育相談の実施
- ④ 心の天気等を利用した児童の実態把握及び関係づくり
- ⑤ 休み時間や給食指導、放課後等の子どもの観察
- ⑥ 保護者のへの啓発活動
- ⑦ 相談窓口の周知

ウ. 早期対応

- ① 初期対応
- ② いじめに対する措置

エ. 情報端末によるいじめの防止

- ① 学年の実態に応じた情報モラル(メディアリテラシー)指導
- ② 家庭との連携
- ③ 外部機関との連携

第4章 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
- (2) 重大事態への対処

第5章 公表、点検、評価等

- (1) 公表
- (2) 点検
- (3) 評価

流山市立おおぐろの森小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

流山市立おおぐろの森小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び「流山市いじめ防止対策推進条例」、「流山市いじめ防止基本方針」に基づいてここに定める。

第1章 いじめの定義といじめ防止等のための対策の基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

(2) いじめ防止等の基本的な方針

いじめは人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼすものである。いじめはどこにでもおこりうることと強く認識し、決して許されるものではない。

本校は、ここに児童と教職員、保護者が「いじめをしない、させない、許さない」を宣言する。

この方針に基づいて具体的な方策として、下記のことに取り組んでいく。

(3) いじめ防止等の教育基本方針

- 低学年においては、自分や友達の良さを認められる学習活動を通してやさしい子を育てることで、いじめ発生の未然防止に努める。
- 中学年においては、友達との問題解決の仕方を学ぶ学習を通し、ギャングエイジという発達段階から活動や行動範囲が広がることによる問題発生時の解決やいじめ発生の未然防止に努める。
- 高学年においては、情報モラル教育の充実を図ることでネット上におけるいじめ未然防止に努める。
- 4月を「いじめ防止啓発強化月間」とし、「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組」「児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組」を推進し、教育相談体制の充実を図り、保護者への啓発活動を行うなど様々な取組を実施していく。

(4) いじめの基本認識（教職員）

いじめには様々な特質があるが、以下の事項は、教職員が持つべき基本認識である。

- 「いじめは人権侵害であり、人間として絶対許されない」という強い認識を持つ。
- いじめはどの学校にも、どの児童にも起こりうるものである。
- いじめはいじめられる側にも原因があるという認識を捨て、いじめられている子どもの立場に立った親身な指導をする。
- いじめ防止対策推進法を遵守していじめ問題への対応に当たり、保護者等への説明では、正確な情報をもとに丁寧な説明を行う。
- いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であることを理解する。
- 教師自らの言動に細心の注意を払いながら、様々な教育活動を通し、「いじめは絶対に許さない」との雰囲気を醸成する。
- いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、連携を図り一体となって問題の克服に取り組む。

(5) いじめの基本認識（児童）

- 全ての児童は、いじめを行ってはならない。
- 全ての児童は、いじめを認識しながらそれを放置してはいけない。
- 全ての児童は、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する理解を深めていかなくてはならない。

※これらのことに関して、教職員で日頃から継続して指導し、児童にも認知させるものである。

第2章 いじめ防止等の対策組織

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置について

いじめ問題の取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために「いじめ防止対策委員会」の組織を設置し、そのチームを中心として教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、必要に応じて教育委員会の人材の派遣を要請する。

(2) いじめ防止等の対策組織の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・熟考・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに対する組織的対応の中核としての役割

(3) いじめ防止等の対策組織の構成

	日常的な協議	いじめ防止対策委員会
学校長	○	○
教頭	○	○
生徒指導主任	○	○
教務主任	○	○
学年主任	○	△（当該）
各学年生徒指導担当	○	△（当該）
教育相談担当	○	△
スクールカウンセラー	△	△
養護教諭	○	△
担任	○	○
関係学年職員		○
部活動・委員会担当		△（当該）

(4) 会議の開催

- 定期的に毎月行われるいじめ防止対策委員会（生徒指導部会）においていじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の共有化を図る。
- いじめ事案が発生した場合はすみやかに集合し、緊急会議を実施する。
- いじめを受けた児童への継続的な支援や対応の事後的な検証のため、会議を開いた際は必ず議事録を作成する。

第3章 いじめ防止等の対策

ア. 未然防止

いじめ問題において「いじめが起こらない学級・学校づくり」など、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない雰囲気作り」に取り組む必要がある。

- ① 豊かな心の育成
 - ・道徳・人権教育の推進
 - ・多様な体験活動の実施
- ② 規範意識の育成
 - ・生活規律や学習規律の確立
 - ・リーフレットの活用等による、ネットいじめ防止の啓発
 - ・児童のいじめ防止等の自発的活動への支援
- ③ わかりやすい授業の実践
 - ・わかりやすい授業の実践
 - ・自己有用感を高める授業の実践
 - ・正しい姿勢を保ち集中力の向上
 - ・すべての児童が授業に参加出来る、活躍できる場の設定
- ④ 教師の人権意識の向上
 - ・いじめ事例研修の実施
 - ・いじめを誘発する要因の認識（過度の競争・配慮のない能力別グループ分け等）

イ. 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認識することが必要である。

- ① 風通しのよい職場の雰囲気の醸成
- ② 定期的な生活アンケートの実施
 - ※ 児童が回答したアンケートは、翌年度の4月1日から起算して5年間保存する。アンケートは児童が書いたものをそのまま残し、アンケートへの書き込みは行わない。
- ③ 教育相談の実施（毎月の教育相談日の設定・個別面談週間の設定）

- ④ 心の天気等を利用した児童の実態把握及び関係作り
- ⑤ 休み時間や給食指導、放課後の雑談等の機会に子どもの様子を観察
- ⑥ 保護者から学校に相談しやすいよう啓発活動を行う
- ⑦ 相談窓口の周知

おおぐろの森小学校	☎ 04-7159-1900
流山市小中学生専用なやみホットライン	☎ 04-7150-8055
24時間子どもSOSダイヤル	☎ 0120-0-78310
子どもと親のサポートセンター	☎ 0120-415-446
子どもの人権110番	☎ 0120-007-110
千葉県警ヤングテレホン	☎ 0120-783-497

ウ. 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

① 初期対応

いじめの情報が得られた場合、速やかに校長まで報告をあげ、対応策を協議し、対応にあたる。なお、報告する内容については、「いつ、誰が、どこで、何を、どのように、誰に報告したか、その後どうなったか」を基本とする。

② いじめに対する措置

- ・いじめの情報をつかんだ場合、すみやかに事実の有無を加害者や被害者、周辺の児童へ個別に確認する。
- ・いじめの事実が確認された場合、いじめをやめやせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への報告助言を継続的に行う。
- ・いじめを行った児童といじめを受けた児童の関係だけでなく、観衆や傍観者の存在にも注意を向け、必要に応じて指導を行う。
- ・いじめを受けた児童・保護者と相談し、安心して教育が受けられる環境をつくる。場合によっては、加害者・被害者児童において一定期間、集団での学習形態ではなく、別室での個別学習等の特別な措置をとる。
- ・いじめの関係者間の争いを生じさせないよう、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための必要な管理措置を講ずる。

- ・犯罪行為として扱われるべきものと認める場合は、すみやかに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

二. 情報端末によるいじめの防止

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、トラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。

- ① 学年の実態に応じた情報モラル（メディアリテラシー）指導
 - ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
 - ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
 - ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
 - ・違法情報や有害情報が含まれること。
 - ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、犯罪につながる可能性があること。
 - ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- ② 保護者との連携
 - ・第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において危険から守るためのルール作りを行うこと。
 - ・インターネットへのアクセスは、トラブルの入り口に立っているという認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出する可能性があることを認識する。
 - ・「着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」「メール・ラインを見たときの表情の変化」などトラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化を見逃さないようにする。
- ③ 外部機関との連携
 - ・必要な場合は、警察等専門機関と連携を図る

第4章 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(生命心身財産重大事態)
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(不登校重大事態)

いじめ防止対策推進法第28条第1項

いじめ防止対策推進法28条は、いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき及び、いじめにより児童等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを重大事態として、速やかな対処を求めている。また、児童等の個々の状況と保護者の要望を十分に把握して重大事態と判断する。

(2) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、まずはいじめを受けた児童等の被害を最小限に抑えるために最善を尽くす。いじめを受けた児童等の救済を最優先に考え、いじめを行う児童等の行為を止め、関係機関と連携して指導する。

学校は、重大事態が発生したときには直ちに流山市教育委員会に報告する。

第5章 公表、点検、評価等

(1) 公表

策定した「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公開する。

(2) 点検

「学校いじめ防止基本方針」の実施状況の自己点検を年度毎に行う。

(3) 評価

- ①点検の結果を踏まえて「学校いじめ防止基本方針」の改善に年度毎取り組む。
必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」の修正を行う。
- ②いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、児童に寄り添っていかに解決できたかを評価する。

令和3年	4月1日	策定
令和4年	4月1日	改定
令和5年	4月1日	改定
令和6年	4月1日	改定
令和7年	4月1日	改定
令和7年	9月1日	一部修正

いじめ防止等に関する年間計画

流山市立おおぐろの森小学校

生徒指導部

1. 目的

本校よりいじめを減らすために年間計画を定め、計画的、組織的な指導を行っていく。

	学校	保護者・地域・関係機関	いじめ防止対策委員会 (生徒指導部会)				
4月	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止啓発 強化月間（月）・いじめ問題に関する校内研修	<table border="1"><tr><td>心の天気 (毎日)</td><td><ul style="list-style-type: none">・授業参観・懇談会・教育相談週間</td><td><table border="1"><tr><td>教育相談 (毎月末)</td><td><ul style="list-style-type: none">・基本方針・年間計画</td></tr></table></td></tr></table>	心の天気 (毎日)	<ul style="list-style-type: none">・授業参観・懇談会・教育相談週間	<table border="1"><tr><td>教育相談 (毎月末)</td><td><ul style="list-style-type: none">・基本方針・年間計画</td></tr></table>	教育相談 (毎月末)	<ul style="list-style-type: none">・基本方針・年間計画
心の天気 (毎日)	<ul style="list-style-type: none">・授業参観・懇談会・教育相談週間	<table border="1"><tr><td>教育相談 (毎月末)</td><td><ul style="list-style-type: none">・基本方針・年間計画</td></tr></table>	教育相談 (毎月末)	<ul style="list-style-type: none">・基本方針・年間計画			
教育相談 (毎月末)	<ul style="list-style-type: none">・基本方針・年間計画						

	5月	・WEB-QU の実施	・授業参観・懇談会	・定例会
6月	・いじめアンケート		・定例会	
7月	・いじめ防止に関する職員研修	・個人面談週間	・定例会	
8月	- ・生徒指導研修 - ・特別支援教育研修			
9月		・授業参観・懇談会	・定例会	
10月			・定例会	
11月	- ・いじめアンケート - ・WEB-QU の実施	・いのちの授業の実施	・定例会	
12月			・定例会	
1月	・生活アンケート	・個人面談週間	・定例会	
2月		・授業参観、懇談会	・定例会	
3月			- ・本年度のまとめ - ・来年度の計画策定	

○いじめの認知について

いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

これは好意から行った行為が意図せずに心理的もしくは物理的な影響を与え、心身の苦痛を感じたものはいじめと認知することを表している。このことよりいじめを0にするというのは、難しいと考えられる。しかし、いじめによって心身に重大な苦痛を感じる児童を失くすことが重要となる。そのためにも日頃の児童間の人間関係のトラブルを重大なトラブルにつながらないように早めの対処、対応が必要となる。

〈いじめ情報を得た場合の対応〉

いじめ情報のキャッチ

- ・(発見者→) 担任→学年主任→教頭→校長



生徒指導主任

※緊急性のある事案に関してはすぐに次項の「緊急対応」に則る。

- ・被害児童の安全、安心を第一優先に対応する。
- ・見守る体制を整備する。

正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する。
- ・保護者からの情報を得る。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に実態を把握する。

指導体制、方針の決定

- ・指導の方針を明確にする。
- ・対応する教職員の役割分担を図る。
- ・必要に応じて、教育委員会や関係機関などの外部機関との連携を図る。

児童への指導・支援

- ・被害児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・加害児童に対し、相手の苦しみや痛みに対して思いを寄せる指導を十分に行う。
その中で、「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。
- ・傍観者がいた場合には、傍観者に対しても適切に指導する。

※保護者との連携

- ・被害児童の保護者に対して、状況説明と今後の具体的な対策を伝える。
- ・加害児童の保護者にも状況の説明と助言を行う。
- ・今後の学校との連携方法を話し合う。

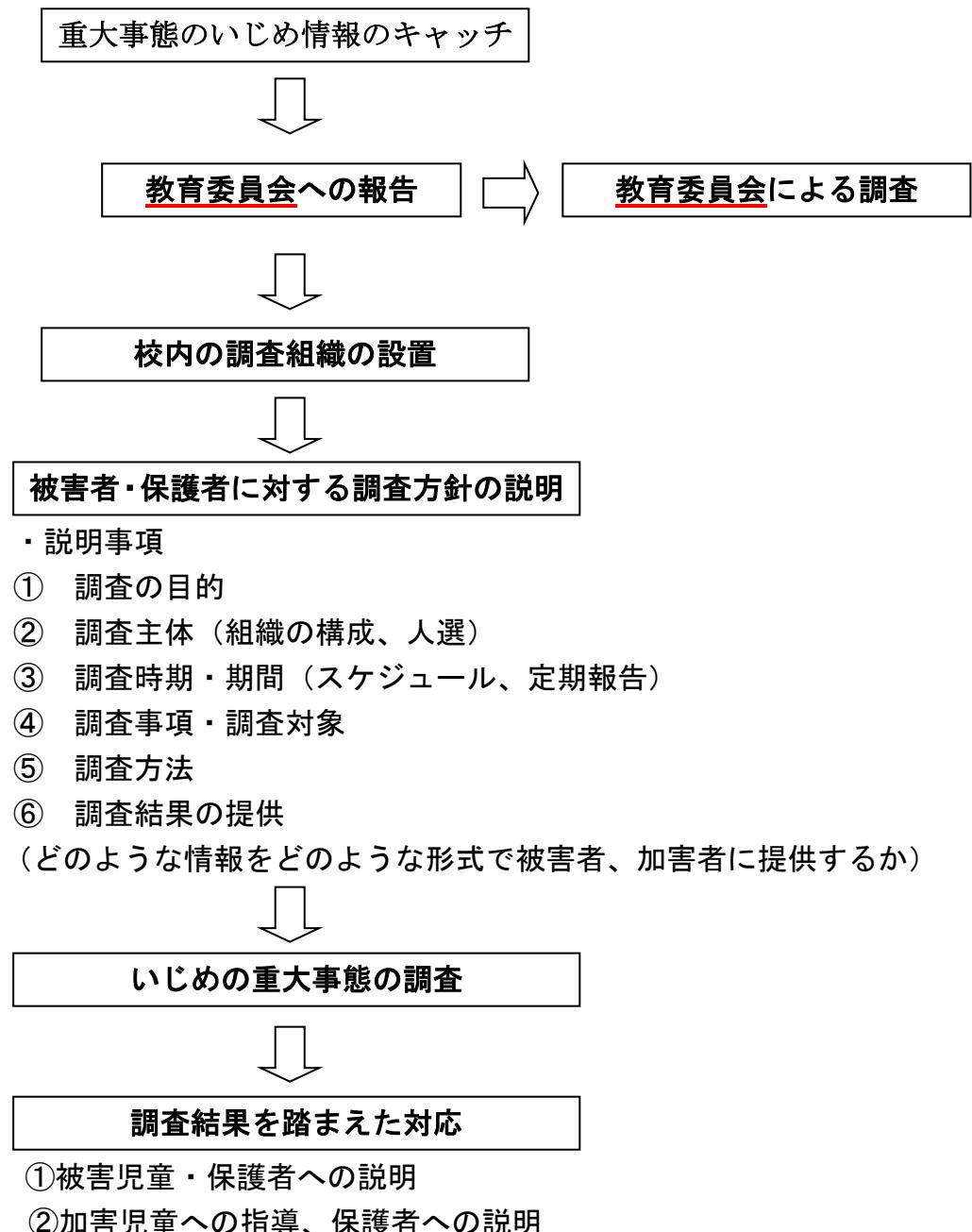
今後の対応

- ・いじめの解消は「影響を与える行為が止んでいる状態が3カ月継続している」ということを念頭に置き、継続的に指導や支援を行う。
- ・いじめは再発の可能性が十分にあることを踏まえて日常的に注意深く観察する。

〈重大事態への対応〉

○重大事態

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- (相当の期間とは、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には迅速に調査に着手する。)



＜緊急対応＞

